

# 保育所の第三者評価受審は平成27年度より 5年に1回の努力義務となっております



ご依頼いただければ、無料にて説明会を開催いたしますので、お気軽にお問い合わせください

## 標準的な福祉サービス第三者評価の流れ

-  **お問い合わせ**  
事務局担当者が調査の手順や方法について詳しくご説明します。(この時点での費用はかかりません)
- ↓
-  **ご契約**  
ご説明した流れに沿って、日程調整など詳細について打ち合わせます。  
ご契約後、職員様への説明会を実施致します。
- ↓
-  **調査の実施**
  - 1) **自己評価の実施**  
①職員が個別に回答するもの ②幹部職員で議論した結果を回答するもの
  - 2) **利用者調査の実施**  
利用する子どもや保護者を対象にアンケートを実施します。
  - 3) **訪問調査(2日間)**  
2名以上の評価者が訪問し、施設の見学や園長などへのヒアリングを行います。
- ↓
-  **調査結果のまとめ**  
調査内容をもとに評価者が合議を行い、その結果を評価報告書にまとめます。
- ↓
-  **結果のご報告**  
調査結果をお渡しし、内容に齟齬がないかをご確認いただけます。
- ↓
-  **結果の公表**  
評価結果は、長崎県のホームページなどで公表いたします。非公表の選択も可能です。



長崎県認証 第三者評価機関(長崎県06-7)

特定非営利活動法人ローカルネット 日本評価支援機構

〒855-0065 長崎県島原市南柏野町3118-1

T E L : 0957-62-4786 F A X : 0957-62-5072

e-mail : info@ocal-net.org

HP: <http://www.local-net.org/>



NPO ローカルネット